

## 第5章 文化財の保存又は活用に関する事項

### 1. 美濃市全体に関する事項

#### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の方針等

美濃市には、国指定等文化財、岐阜県指定文化財及び市指定文化財が有形、無形を含め 140 件あり、市内全域にわたって分布している。それぞれの文化財については、恵まれた自然と風土の中、地域の生活と密接に関わり合いながら文化財保護法や関係条例に基づき適切に保存、継承及び活用を図っている。

このほか、それぞれの指定等文化財の周辺には歴史上価値の高い未指定の文化財も多数存在している。これらの調査研究を進め、条件が整ったものから指定など必要な保護措置を図る。

文化財の保存活用計画については、文化財保護法、岐阜県文化財保護条例、美濃市文化財保護条例及び美濃市伝統的建造物群保存地区保存条例に基づき、適切な保存及び活用のために必要な措置を講じている。

今後も引き続き文化財の調査研究や、関連法規などに基づいて文化財の保存活用に努めるとともに、「美濃市文化財保存活用地域計画」を作成し、指定、未指定を問わず文化財とそれを取り巻く環境、景観や人々の活動などを総体としてとらえて新たな価値を加え、未来につないでいく。

#### (2) 文化財の修理（整備）に関する方針

文化財の保存は、計画的な修理を実施するとともに、所有者による適切な維持管理が必要となる。

現状変更等を伴う修理や整備などを行う場合には、文化財保護法をはじめ関係法規に基づいた手続きを行うとともに、文化庁や岐阜県文化財担当部局、及び美濃市文化財保護審議会や美濃市伝統的建造物群保存地区保存審議会など学識経験者等の指導と助言を得ながら行う。また、原状回復等の修理や整備は、文化財としての価値を損なわないよう過去の学術調査や修理履歴などの記録を活用するとともに、可能な場合には修理等に併せて調査を行い、今後の維持管理に資する修理記録などを作成する。

なお、文化財の毀損や災害などによる被害を最小限に留めるため、市をはじめ所有者などによる日常的な維持管理も重要となることから、連絡、連携体制の整備を進める。

また、未指定文化財や歴史的風致形成建造物として指定した建造物などについては、空き家などの活用を行う民間事業者との協力も含め、所有者等と協

議しながら保存のために必要となる措置を講ずる。

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する方針

美濃和紙の里会館は、平成29年度(2017)はじめにリニューアルし、重要無形文化財である「本美濃紙」に特化したコーナーの新設や職人による手すき和紙や紙業界の新品を展示するショールームなど、調査研究だけでなく新市場開拓等の機能強化を図った。今後も、より一層の美濃紙の周知を進めていく。

このほか、市民や来訪者が市内に点在する文化財などの理解を深めるとともに、関心を高めるため、美濃紙生産地である<sup>まきだに</sup>牧谷地区と集散地である城下町<sup>こうづち</sup>上有知地区を核として他地域も含めて有機的に結びつけるネットワーク強化を図る。

### (4) 文化財の周辺環境の保全に関する方針

文化財を保存、活用する上では、文化財だけでなく、それを取り巻く周辺環境を一体的にとらえ、保全することが重要である。

美濃市では、市内全域を景観区域とする「美濃市景観計画」を平成21年度(2009)に策定した。この中で、恵まれた自然環境とその中で育まれてきた歴史や伝統文化などを美濃市らしい歴史的景観と位置付け、次世代に継承するため、大規模な建築物の建設などによる景観改変を抑制することで、歴史的町並み景観などの維持・向上を図っている。

また、「美濃市屋外広告物条例」を制定し、伝統的建造物群保存地区をはじめ、指定等文化財とその周辺を「禁止区域」として大規模な屋外広告物の設置を規制し、歴史的景観の維持に努めている。

これらの規制については、制定から10年余り経過していることから、地域住民の合意形成を目指すとともに、都市整備部局と連携を図りながら内容の精査を行い、文化財の魅力向上を図る。

さらに、伝統的な工芸技術として重要無形文化財に指定される「本美濃紙」の継承を図るため、後継者育成に対する支援とともに、指定要件として原料が<sup>こうぞ</sup>楮のみとされていることから、楮の生産に対する支援を行う。

### (5) 文化財の防犯・防災に関する方針

文化財は、地震や風水害など自然災害だけでなく、火災や盗難など人的被害により毀損、滅失する恐れがある。これらの危機から文化財を守るために、所有者等による日常の維持管理を徹底するとともに、文化財の規模や構造など

に応じた防災・防犯体制を整備する必要がある。

建造物をはじめとした有形文化財は木造が多い。そのため、火災による毀損、滅失する恐れがあることから、所有者等の理解を得ながら防火設備や防犯設備の設置や更新を図る。

また、愛護ポスターやチラシ配布などにより所有者、管理者及び地域住民等を対象として防災意識の高揚を図るとともに、所有者や管理者には、消防署と協力して文化財防火デーに合わせて消防設備などの点検などを行い、適切に保護を図るように努める。

#### (6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する方針

文化財に対する市民意識の高揚を図るため、誰もが気軽に参加できる展示会や講演会を開催するとともに、必要に応じて文化財愛護団体等が行う普及、啓発活動などへ支援を行う。

このほか、文化財の案内看板や標柱の設置、解説、説明書等の作成などを行い、市民が日常的に広く文化財に親しめる工夫をする。特に、案内看板等を設置する際は統一的なデザインにより誰にでも理解できるように配慮する。

#### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する方針

美濃市には、旧石器時代から近世にかけて 252 件の周知の埋蔵文化財包蔵地がある。埋蔵文化財の取扱いについては、美濃市教育委員会と開発行為等に関わる関連部局が密に連携し、開発等にあたっては事前に協議を行うよう開発事業者等に指導を行っている。

周知の埋蔵文化財包蔵地における土木工事等においては、文化財保護法をはじめ関係法規に基づき、岐阜県文化財保護部局の指導、助言を得ながら手続きを行い、必要な措置を講ずる。周知の埋蔵文化財包蔵地以外の場所においても、必要に応じて手続きを行い、新たな発見の場合は開発事業者等の協力により現状保存や発掘調査などによる記録保存等必要な措置を協議して進める。

#### (8) 教育委員会の体制と今後の方針

現在は、美濃市教育委員会事務局の人づくり文化課の中に文化財係を設置し、文化財の保存や活用に関する業務全般を行っている。今後、歴史的風致形成建造物の修理や伝統的建造物群保存地区の保存計画の見直しなどを進めるにあたり、歴史的建造物の専門的知識を有する職員の配置を含めた体制のあり方について検討する。

また、小倉山城跡おぐらやまや小倉山城下町遺跡かなもりながちかは金森長近によるまちづくりや城郭

構造を詳細に解明できる遺跡であり、発掘調査等による成果は今後の歴史まちづくりの骨格となる。

美濃市教育委員会の諮問機関として、美濃市文化財保護条例に基づき美濃市文化財保護審議会（委員4名：郷土史2名、建築史1名、植物生態学1名）を設置し、美濃市教育委員会の諮問に応じ市内文化財全般に関する内容の保存、活用及びその他必要と認められる事項に関して調査・審議し美濃市教育委員会に答申するとともに、その他必要に応じて建議している。この他、美濃市伝統的建造物群保存地区保存審議会を設置して、伝統的建造物群保存地区に関して、美濃市教育委員会の諮問に応じて調査・審議し答申するとともに、その他必要に応じて建議している。

#### （9）各種団体の状況及び今後の体制整備の方針

美濃市における文化財の保存、活用に積極的に取り組んでいる団体等は「美濃市文化財を守る会」、「美濃の町並みを愛する会」及び「美濃市町並み案内ボランティアの会」がある。各団体は定期的に例会や研修会を開催し、文化財の保存活動に取り組んでいる。

また、重要無形文化財である「本美濃紙」の保持団体である「本美濃紙保存会」は、毎年後継者育成と技術伝承のため、会員を目指す職人を対象に研修会等を実施している。

今後も、文化財の保存及び伝統芸能等に関する技術などを伝承するため、人材育成をはじめ団体の設立等を積極的に支援し、地域住民の手による文化財保護事業の展開を図る。

## 2. 重点区域に関する事項

### (1) 文化財の保存・活用の現況と今後の具体的な計画

重点区域の指定等文化財の総数は、城下町上有知地区では国指定等文化財、岐阜県指定文化財及び市指定文化財の総数が31件、和紙の里牧谷地区では国指定等文化財、岐阜県指定文化財及び市指定文化財の総数が16件である。平成26年(2014)11月27日には、本美濃紙を含む「和紙：日本の手漉和紙技術」が国際連合教育科学文化機関(ユネスコ)の無形文化遺産に登録された。

重点区域内の指定等文化財の劣化、破損がみられる物件については、計画的な修理を実施し、適切な保存を行う。

加えて、所有者等の理解のもと、その価値を広く認知し、後世に受け継いでいくため、歴史的建造物の公開等による活用や情報発信に取り組む。

さらに、これまでの重点区域内の文化財の調査を継続するとともに、城下町上有知地区においては、近世初頭に金森長近が築いた小倉山城跡、城下町及び上有知湊や関連する寺院などについても総合的に調査を実施する。

その上で、その価値が認められたものについては、市の指定・国の登録制度を活用し、保存や活用が図られるよう、計画的に修理、防災対策等を実施し、重点区域一体での総合的な文化財の保存・活用を図る。

#### 【城下町上有知地区】

美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区において、伝統的建造物などを恒久的に保存し、地区の歴史的風致を維持するため、補修が必要な家屋等の修理・修景を行うものである。

さらに、中世以降の歴史をもつ「美濃まつり」については、その形成過程が複雑であり伝統の中に現代的要素も取り込んだ形態となっている。祭礼行事や伝統芸能を継承するためには、こうした歴史的過程も含めた調査研究を進める。

#### 【和紙の里牧谷地区】

歴史的風致の核となる<sup>ちようぞうじしゃりとう</sup>長蔵寺舍利塔及び<sup>しゅみだん</sup>須弥壇は昭和50年(1975)に修理が行われており、今後も引き続き適正な維持管理に努める。

重要無形文化財の「本美濃紙」については、本美濃紙保存会によって後継者育成を指定当初より実施しているが、平成23年度(2011)より本美濃紙保存会会員指導のもと、研修生に対し、本美濃紙の伝統的<sup>かみす</sup>紙漉き技術の研修会を行っている。

また、原材料の<sup>だいご</sup>「太子那須楮」について、栽培農家の減少により生産量

が少なくなり、年々その確保が難しくなる状況にあり、本美濃紙保存会では楮栽培農家の現地視察、交流を平成 21 年度（2009）から始めている。

紙漉きに使われる用具等の製作技術も後継者不足となり、<sup>けた</sup>桁の製作技術、<sup>す</sup>簀編みの製作技術、<sup>かみや</sup>紙屋刷毛の製作技術を継承していく必要がある。歴史的建造物としては、この地域独特の伝統的家屋である紙屋の保存、修理を実施していく。また、現存する<sup>かわや</sup>川屋や水路等も歴史的風致に寄与する施設であり、保存、修理を実施していく。

## （2）文化財の修理（整備）に関する具体的な計画

指定等文化財については、現状変更を行う場合は文化財としての価値を損なうことがないように文化財保護法及び関係条例に基づく手続きを踏まえ、文化庁、県などの指導、助言を得ながら実施する。

### 【城下町上有知地区】

#### ■伝統的建造物群保存地区

美濃市美濃町伝統的建造物群保存地区における修理・修景事業を引き続き実施していく。

（伝統的建造物群保存地区保存修理事業：令和 3 年度（2021）～令和 12 年度（2030））

#### ■歴史的建造物

伝統的建造物群保存地区周辺に残る伝統的家屋や社寺等は、城下町の歴史的景観を構成する重要な要素であるが、所有者の高齢化や空き家化により十分な維持管理がされていないため老朽化が著しい。

このため、歴史的風致形成建造物の候補とした建造物の指定を検討し、所有者や管理者等と協議が整った建造物等については、歴史的風致形成建造物に指定し、保存、修理を実施する。

（歴史的風致形成建造物保存活用事業：令和 3 年度（2021）～令和 12 年度（2030））

#### ■小倉山城跡

小倉山城跡、城下町、上有知湊は歴史的経緯を鑑み、美濃市のまちづくりの重要な中核となる歴史的遺産である。小倉山城は金森長近により築城されたが、わずか 11 年で破却されている。そのため、都市構造に関わる史資料の調査研究を進め、その形成過程を解明する。

（小倉山城跡・城下町調査研究事業：令和 3 年度（2021）～令和 12 年度（2030））

### 【和紙の里牧谷地区】

#### ■歴史的建造物

牧谷地区に残る手すき和紙抄造<sup>しょうぞう</sup>家屋である紙屋や、抄造工程の「ちり取り」で用いられる川屋は、美濃紙を育ててきた清流板取川と背景の山々の中で、歴史的風致を構成する中核の存在となっている。

「美濃手すき和紙の家 旧古田行三邸<sup>ふるたこうぞう</sup>」、「勘兵衛さんの川屋」などを整備、活用しながら、その魅力を発信することで更なる観光誘客を図る。  
(美濃和紙の里環境整備事業：令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

### (3) 文化財の保存・活用を行うための施設に関する具体的な計画

#### 【城下町上有知地区】

美濃橋及び川湊公園一帯は、上有知湊や旧牧谷街道を起点として水運により城下町上有知の繁栄を支えてきた重要な拠点であり、またその後近代における陸運による鉄道遺産として旧名鉄美濃駅、長良川鉄道美濃市駅も重要な拠点である。それぞれの拠点において、特徴ある景観の魅力向上をさせる景観整備を行い、さらにはより多くの市民、来訪者の回遊性を高めるため、建造物の修理修景、小公園整備、道路美装化等の来訪者をもてなす環境整備を行う。

(景観に配慮した整備事業：令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

#### 【和紙の里牧谷地区】

本美濃紙を含む「和紙：日本の手漉和紙技術」がユネスコの無形文化遺産に登録されたことを踏まえ、本美濃紙や歴史的風致に関する展示及び情報発信を強化する。

また、美濃和紙の里会館周辺において、和紙の里ウォーキングマップに記載される和紙抄造に関する施設の散策路の整備を検討する。

(美濃和紙の里環境整備事業：令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(本美濃紙保存・活用事業：令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(4) 文化財の周辺環境の保存に関する具体的な計画

沿道の住民等との協働により、良好な歴史的建造物を核とした沿道のまちなみ形成に向けて、本市景観計画・景観条例による景観形成基準の見直しを検討し、歴史と調和した建築物の修理、修景の支援を行う。

(新旧美濃橋間整備事業(曾代13号線):令和6年度(2024)～令和12年度(2030))

(景観に配慮した整備事業:令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(美濃和紙の里環境整備事業:令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(5) 文化財の防災に関する具体的な計画

伝統的建造物群保存地区の防災対策として、地区内の住民に対する防災意識啓発活動を推進する。

また、重要文化財を火災による被害から守る防災設備を更新するとともに、地区消防団や消防署と連携して、文化財防火訓練を毎年実施し地域住民の防災意識の高揚に努めていく。

(新旧美濃橋間整備事業(曾代13号線):令和6年度(2024)～令和12年度(2030))

(重要文化財防災設備改修事業:令和4年度(2022)～令和6年度(2024))

(6) 文化財の保存及び活用の普及・啓発に関する具体的な計画

文化財に対する市民意識の高揚を図るため、重点区域における統一的な文化財の案内看板や標柱の設置、解説、説明書等の作成を行う。特に、城下町上有知地区と和紙の里牧谷地区の関連性を説明するパンフレット等を作成し、本市の歴史的風致について理解を深めてもらうよう努める。

無形文化財、無形民俗文化財については、保存団体や愛護団体等が行う普及、啓発活動等に対し、助成支援を行うほか、適切な保存、継承活動ができるよう祭礼用具等の計画的な修繕や、誰もが気軽に参加できる講習会や講演会、発表会等の開催についても支援を行う。

また、伝統的建造物群保存地区における歴史的風致の維持及び向上を図るため、必要に応じて、学識経験者等の指導・助言を得ながら、屋外広告物条例の改正を検討するとともに、屋外広告物のあり方にかかるガイドライン及び自己点検報告書を作成し、住民及び事業者に周知・啓発を図る。

(伝統的建造物群保存地区屋外広告物ガイドライン策定事業:令和5年度(2023)～令和12年度(2030))

(景観に配慮した整備事業:令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(美濃和紙の里環境整備事業:令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(祭礼用具等整備事業:令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(地域の祭礼等伝承事業:令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

(ふるさと学習普及推進事業:令和3年度(2021)～令和12年度(2030))



### (7) 埋蔵文化財の取扱いに関する具体的な計画

城下町上有知地区は、小倉山城跡、小倉山城城下町遺跡、倉津遺跡等9件の埋蔵文化財包蔵地が周知されている。

開発等による現状変更には文化財保護法に基づく指導を実施し、必要に応じて発掘調査等を行っていく。重点区域内には小倉山城跡、小倉山城城下町遺跡など金森長近のまちづくりに関わる重要な遺跡が広大に位置するため、発掘調査の成果は今後のまちづくりの重要な要素となり得ることから、報告書刊行などにより、調査の成果を周知する。

また、港町にある縄文時代草創期の岩陰遺跡<sup>いわかげ</sup>は、人々の長良川との関係性を伝える重要な遺跡であるとともに、港町から清泰寺<sup>せいたいじ</sup>や八幡神社へ向かう中間に位置し、文化財散策ルートとして重要な位置にある。昭和50年代に発掘調査が一部実施されたが、遺跡の全体像は把握されていないため、学術調査を実施し、遺跡公園として整備を検討する。

(小倉山城跡・城下町調査研究事業：令和3年度(2021)～令和12年度(2030))

### (8) 各種団体の状況及び今後の体制整備の具体的な計画

重点区域内では以下の団体が、文化財の保存や活用の取り組みを行っている。

#### 「美濃の町並みを愛する会」

伝統的建造物群保存地区を中心に保存活動を平成5年(1993)から行っている。うだつの上がる町並みの保存、研究、全国町並みゼミ等への参加を行う中心的な組織である。

#### 「美濃市町並み案内ボランティアの会」

「うだつの上がる町並み」の観光案内ボランティアを行っている。また、町並み案内のための研修会等を実施している。

#### 「美濃市の文化財を守る会」

美濃市内の文化財の保存や啓発活動を行っている。会報「宇太都」<sup>うだつ</sup>を年2回発行し、研修会を行っている。

これらの市民団体の活動は地域コミュニティの中心となっており、活動への助成や組織活動の維持や活性化を支援していく。また、活動賛同者の新たな育成にも努める。